

# 1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 3-10-1 石井ビル 8階

## メルカリやヤフオクでの仕入とインボイス制度の関係

**Q** 当社はメルカリやヤフオクなどで自社で使用する消耗品や販売用の商品を購入することがありますが、現行のインボイス制度の下で仕入税額控除の対象となるのでしょうか？

### 解説

出品者インボイス登録をしていないと、原則として全額仕入税額控除をできません。ただし、一定の特例等があります。

#### 1. 原則

出品者がインボイスの登録をしておらず、購入者に対してインボイスを発行していなければ、消費税については全額仕入税額控除の対象となりません。

#### 2. 少額特例の対象

**基準期間（2年前）の課税売上高が1億円以下**であれば、**2029年9月末までは取引額が1万円未満**であり、かつ書類の記載、帳簿の保存などを行うことで、全額仕入税額控除ができます。

#### 3. 出品者がインボイス登録をしていない場合

出品者がインボイス登録をしていない場合は、**令和8年10月までの3年間は80%、令和11年10月までの3年間は50%控除可能**となります。

#### 4. 古物商が仕入をする場合

**古物商や質屋の行う一定の取引**については、**インボイスの保存が不要**（帳簿のみの保存）で仕入税額控除が可能となります。この特例の適用を受けるためには、以下の①から④までのすべての要件を満たす必要があります。

①古物商又は質屋であること

②**インボイス登録をしていない者**から仕入れた古物等であること

③仕入れた古物等がその古物商にとって**棚卸資産（消耗品を除く）**であること

④一定の事項が記載された帳簿を保存すること

### 要するに…

メルカリやヤフオクなどを使用して転売用の物品の仕入や自己で使用する消耗品の購入がありますが、この場合**消費税の控除が可能かどうか**に気を付ける必要があります。ただ、購入者が簡易課税の適用事業者である場合は、特に気にする必要はありません。